

大和都市計画地区計画の決定（天理市決定）

都市計画櫻本西部北地区地区計画を次のように決定する。

名 称	櫻本西部北地区地区計画			
位 置	天理市櫻本町の一部			
面 積	約 5.2 ha			
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、JR 櫻本駅から西へ約900m、名阪国道天理インターから西北へ1.5 km、10数年前に造成され、東端で県道天理環状線に面し交通条件に恵まれ、東側一帯は県営・市営住宅街、南側は奈良県住宅供給公社の分譲住宅地である。このような周辺状況の本地区において民間開発による住宅開発及び商業施設設計画等を推進するに当たり、周辺との調和を図りつつ良好な市街地環境の形成を図るため、本計画を定める。		
	土地利用の方針	民間開発による住宅開発計画の地区を住宅地区とし、東側隣接の住宅地と調和のとれた良好な住宅市街地形成を図り、この地区的南側を近隣商業地区とし、住民の利便性を考慮した商業施設等の立地を図るとともに、開発等に際し、道路、公園、緑地等オープンスペースの適正配置を計画的誘導し、良好な市街地環境の形成を図る。		
	地区施設の整備の方針	地区施設として、区画道路（幅員 9 M）を適正配置し整備する。民間住宅開発に際し良好な住宅地形成を図るため、道路の適正配置について適切な計画的誘導を図る。		
	建築物等の整備の方針	住宅地区においては、適切な敷地規模及び緑地等オープンスペースの確保を図り、良好な住宅市街地環境形成のため、天理市開発指導要綱等により適切な規制誘導を図る。 近隣商業地区においては、住民の利便性を確保するため、商業施設等の立地を図るとともに、適切な敷地規模を備えた良好な近隣商業環境の形成が図られるよう計画的誘導をする。		
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	名称	幅 員	延 長
		道路	区画道路	9 M 約 560 M
	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	地域の細区分 近隣商業地区 建築物の敷地面積の最低限度 165 m ²		
	区域、地区の細区分及び地区施設の配置は計画図表示のとおり			

理 由： 道路の適正配置及び建築物に関する制限を行うことにより、周辺との調和を図りつつ良好な市街地環境の形成を図るため、地区計画を定める。